

正副会長の活動状況

弁理士会が実施する事業について

日本弁理士会副会長 福田 賢三

今年度中に正副会長会が主体となって実施する大きな事業としてタウンミーティングがあり、また総会や会員の大規模アンケートも大きな事業計画の一部であるから、これらについて簡単に説明する。

(1) タウンミーティングは、地方都市において知的財産に関するイベントを実施することにより、その地元の企業の知財関係者や研究・開発者、その他の一般の人達に知的財産を広範に普及させ、また理解を深めてもらおうとするものである。

具体的内容としては、主催者側の挨拶から始まって知的財産関連の基調講演、地元の伝統技術や産品をテーマとした知的財産絡みのパネルディスカッション、支援センターによるエンターテイメントセミナー等盛り沢山のプログラムを予定している。

平成16年度に実施するタウンミーティングは、「タウンミーティング in 新潟」、「タウンミーティング in 北海道」、「タウンミーティング in 広島」及び「タウンミーティング in 郡山」の4回を予定している。

「タウンミーティング in 新潟」は、平成16年12月8日に日本弁理士会、新潟県、にいがた産業構造機構（NICO）の共催により新潟県長岡市で実施する予定で、具体的プログラムも決定していた。しかし、10月23日に発生した新潟県中越地震によって長岡市が大きな被災を受けており、現在でも復旧が最優先であってタウンミーティングを実施するような状況ではない。したがって、これまでの準備が無駄になるかもしれないが、実施を延期するか中止することになる。

「タウンミーティング in 北海道」は、平成17年1月14日に日本弁理士会、北海道庁、北海道

経済産業局の共催により函館市で実施する予定で、「知的財産権によるブランド戦略」をテーマとして主催者の挨拶、基調講演、知財制度の概要講演及びパネルディスカッションというプログラムである。また、会場内では、知的財産に関する相談及び展示のコーナーを設置して地元の方達に供するようにしている。

「タウンミーティング in 広島」は、平成17年1月27日に日本弁理士会、広島県の共催により広島市で実施することにしており、「知的財産制度を利用した地域活性化」をテーマにした基調講演、「知的財産権を上手に活用しよう！」をテーマにしたパネルディスカッション及び支援センターによる特許エンターテイメントセミナーを予定している。

「タウンミーティング in 郡山」は、平成17年2月9日に日本弁理士会、福島県及び発明協会福島県支部の共催により福島県郡山市で実施することにしており、「知的財産立県を目指す推進大会的な内容」、「知財への関心を高め、中小企業の技術開発や大学等との連携の強化など、県内の中小企業や大学のための知的財産戦略を推進する」などのコンセプトの基に、基調講演、県の知財構想説明、パネルディスカッションというプログラムである。

各タウンミーティングとも、十分に準備をして盛大に実施することにより、その目的を達成するものと思われる。ぜひ会員各位において時間があれば聴講していただきたい。

(2) 平成16年度の総会は、5月の定例総会、及び10月28日の第1回臨時総会が既に開催済みで、これからは12月22日に第2回臨時総会、平成17年3月後半に第3回臨時総会を予定している。

単年度に3回の臨時総会を開催することは今までにないようである。

定時総会は例年通りであって、平成15年度の事業実施及び決算の報告と、平成16年度の事業実施予定及び予算の承認を求める件が主である。

そして、第1回の臨時総会では、第1号議案として地域アクセスポイントを主として各経済産業局所在の都市に設けることの承認、第2号議案として秋葉原ダイビル8階に建物賃貸借予約契約の締結及び予約証拠金の支出の承認であって、何れも承認された。

これらの総会承認によって、今後は全国の主要地域にもアクセスポイントを設けることができることが期待できるので、地域活動における組織的インフラを整備するとともに地域の知財ニーズに迅速に対応できる体系を確立することができることを確信する。

また、第2回の臨時総会では、主として秋葉原ダイビルの本契約の締結、附属機関として知的財産価値評価センター及び国際活動センターの設置することの承認を求めることになり、さらに第3回の臨時総会では秋葉原ダイビルの具体的内容の承認を求めることになる。

ぜひこの臨時総会に出席いただいて、忌憚のない意見をいただきたい。

(3) 8月後半に弁理士全員に対して業務上の実態アンケート(第1アンケート)を行い、50%弱で

ある2,400通以上の回答を得た。現在、この第1アンケートの単純集計を終えたので具体的な分析をしており、その分析結果は平成17年の1月若しくは2月に完成するので、会員に配布する予定である。

また、企業、大学、地方公共団体などの組織が、知財活動の視点から、弁理士や弁理士会に対する満足度や要望を調査するとともに、潜在的なニーズを求めするために、ユーザーアンケート(第2アンケート)を実施する予定である。この第2アンケートは、弁理士法改正に絡むことになるので、特に実施する可能性が高い。

さらに、「弁理士の事務報酬に関する実体調査」を目的として、事務所経営弁理士を対象とするアンケート(第3アンケート)を実施する予定である。この第3アンケートは、弁理士法改正後に導入された新規業務、特許法などの改正による新手続きなどにより、弁理士の業務環境の変化に応じた報酬額や、弁理士業務全般の報酬額の実態を把握して、出願の手續、相談その他のリーガルサービスを依頼したいと検討しているユーザーに対し、費用の目安を与えるとともに弁理士が事務報酬を判断する場合の参考資料に供するようにするものである。

したがって、アンケートを依頼された場合、より精密な結果を得るために、ぜひ回答を下さるようお願いする次第である。